

イーブン



ニュース 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

市では、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指し、令和2年5月1日から「川越市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この度、制度をさらに充実させるために見直しを行い、令和6年4月1日から「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」にリニューアルします。

これにより、宣誓書受領証等のデザインも新たなものに変更になります。



▲ 詳しくはこちら

【ポイント】

●ファミリーシップの宣誓

パートナーシップにある性的少数者カップルと生計同一の家族(子、親等)を、ファミリーシップにある方として市に宣誓できるようになります。

※ファミリーシップとは、パートナーシップにある方が、その双方又はいずれか一方と生計を同じくする子(養子を含む。)、親(養親を含む。)、その他市長が認める者と、家族として協力し合う関係にあることを言います。

●パートナーシップ制度に係る連携に関する協定

協定する市町村間で、パートナーシップ制度の利用者が転居した場合に、簡易な手続きで引き続き制度を利用できるようになります。

4月12日(金)に本市を含む県内の62市町村で協定締結式を行います。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までの2週間は、国が主催する「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

本市では、期間中、女性への暴力根絶を表す「パープルリボン」をタペストリーのポケットに入れてもらう「パープルリボンキャンペーン」をウエスタ川越で実施しました。また、庁舎入口ではDVやデートDVに関する啓発ポスターの掲示や相談カードの配布とともに、自作したパープルリボンをかごに入れてもらうブースを設置しました。どちらも多くの方々に参加していただくことができました。



男女共同参画意識調査を実施しました

本調査は、男女共同参画に関する市民の意識や課題等を把握し、男女共同参画の推進及び、第七次川越市男女共同参画基本計画の策定の基礎資料とするために実施しました。

調査の結果から分かった川越市の男女共同参画の現状を見てみましょう。

なお、調査結果の全体は、市ホームページで公表しています。



▲ 調査結果の全体はこちら

調査時期 令和5年6月

対象 層化抽出した川越市在住の満18歳以上の男女3,000人

回収率 43.2%(1,296人)

① 「男は仕事、女は家庭」のように、性別で役割を固定することについて、あなたはどのように思いますか。

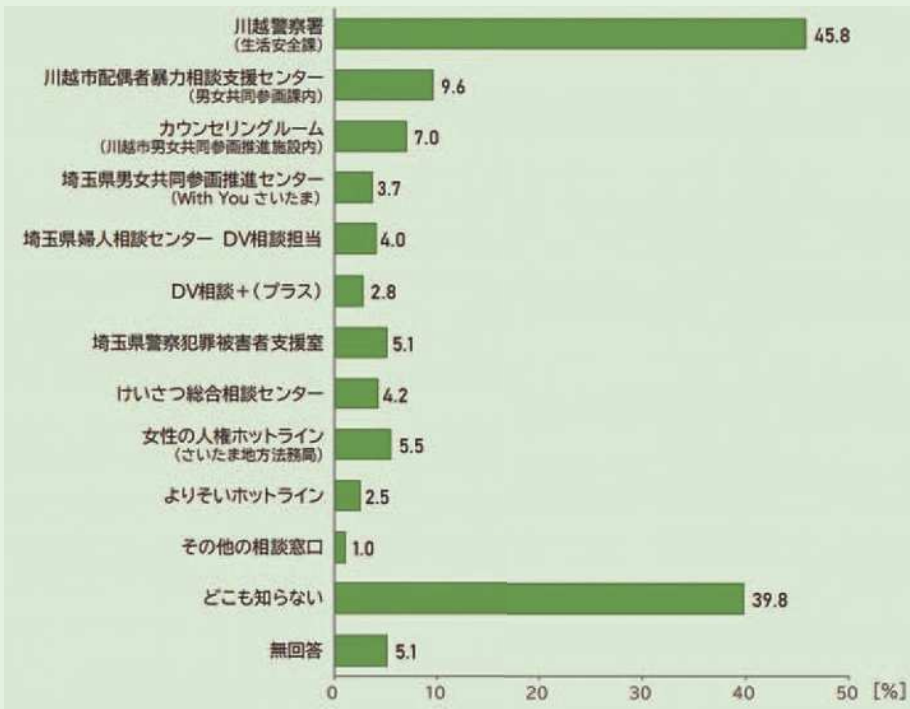


性別で役割を固定することについて、全体では、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『肯定する人』が16.9%、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた『否定する人』が69.3%でした。『肯定する人』は前回調査の30.1%から13.2ポイント減少しており、性別で役割を固定することについて意識の変化が見られました。



2

あなたは、配偶者や交際相手などからの暴力について相談するところを知っていますか。(複数回答可)



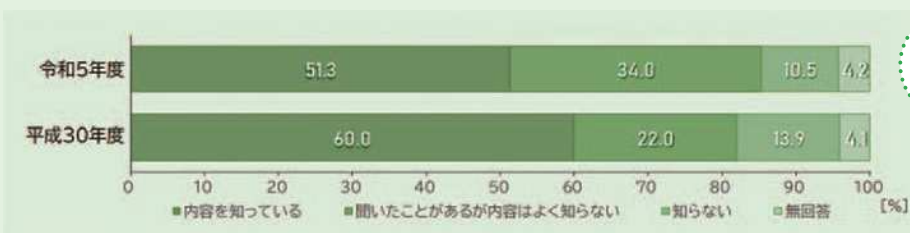
配偶者や交際相手などからの暴力(DV)について相談先の認知状況は「川越警察署」が45.8%と最も高い結果となりました。

DVの相談窓口は警察以外にもたくさんあるのね。それぞれの連絡先は6面にあるよ。



3

「性的マイノリティ(LGBTQ等)」という言葉を知っていますか。



5年前と比べて耳にしたことがある人は増えているね。どんな意味を持った言葉なのか調べてみよう!



「性的マイノリティ(LGBTQ等)」という言葉を知っているが「知らない」が10.5%であり、5年前の調査(13.9%)から3.4ポイント減少しました。



市ホームページ
「性的少数者への
理解を深めましょう」

用語解説 女性支援新法

令和6年4月1日から、女性支援新法(正式名称: 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)が施行されます。

これまで、女性であることに着目した福祉的な支援施策は、売春防止法に基づく婦人保護事業が中心でしたが、その目的は、売春を行う女性や、そのおそれのある女性を「保護」し「更生」することであり、女性の人権擁護や自立支援といった視点に乏しいものでした。

時代が進むにつれて女性の支援ニーズも多様化し、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻等、

女性の直面する問題が複雑化・複合化している現状に対応するためには、売春防止法に基づく婦人保護事業では限界があるとの認識から検討が行われ、女性支援新法が成立しました。

女性支援新法では、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)」を対象としています。

また、売春防止法でいう「保護更生」ではなく、本人の意思を尊重した「自立支援」を行うことを基本理念に、関係機関が連携した支援体制を構築することになっています。

令和5年度イーブンライフ in 川越 講演会を開催しました

令和5年12月2日(土)、ウェスタ川越市民活動・生涯学習施設において、人権週間及び人権デーにちなんでイーブンライフ in 川越講演会を開催しました。今回は、「女性をとりまく諸問題の現状や課題について」をテーマに、労働経済ジャーナリストの小林美希さんにお話をうかがいました。



講演では、小林さんが取材を通して得られた実体験や様々なデータの分析を踏まえ、現代の女性がおかれている過酷な状況を幅広くリアルにお話いただきました。女性の就業率が高まっていても、非正規雇用率が非常に高く、賃

金は、男性の半分以下。女性の意識が変化し、妊娠未経験者のうち働きながら子育てをしたいと希望する人が5割を超えていても、非正規雇用の大多数の女性は育児休業を取れていない現状。さらに、妊娠・出産による雇用の分断、マタニティ・ハラスメント、妊産婦の孤立化、保育崩壊など、女性をとりまく深刻な問題とその背景を解説していただきました。講演会の最後には、「私達は、自分の力を社会に少しでも還元しようとする心を育てる教育を、学校だけでなく様々な場面で伝えて考えていかなければならない。一人一人が何かおかしいと思い直すことで、全てが始まり社会が変わるのではないか。この講演会を機会に、諸問題を共有して深めて活動していくことで、世の中が何か変わる1本に繋がれば良いと思っている。」と締めくくりました。



こばやし み き
小林美希さん

1975年、茨城県生まれ。株式新聞社、毎日新聞社「エコノミスト」編集部記者を経て、2007年よりフリーのジャーナリスト。就職氷河期の雇用、結婚、出産・育児と就業継続などの問題を中心に活躍。保育や医療現場の働き方にも詳しい。2013年、「子供を産ませない社会」の構造とマタ

ニティハラスメントに関する一連の報道で貧困ジャーナリズム賞受賞。著書に「ルポ 正社員になりたい」(影書房、2007年、日本労働ベンクラブ賞受賞)、「ルポ 産ませない社会」(河出書房新社)、「ルポ 保育格差」(岩波書店)、「年収443万円」(講談社)など多数。

川越市キャリア & ライフサポーター共同宣言企業のご紹介

本市と共に、働く人の仕事(キャリア)や人生(ライフ)を応援する「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業」は、令和6年2月末現在、40の企業・団体となっています。ここでは、届け出順に、共同宣言企業とその取組についてご紹介します。



共同宣言の詳細やお問い合わせは、産業観光部雇用支援課へ



医療法人 瑞穂会

業種：医療業・介護業 所在地：川越市中台元町1-16-11



企業・団体紹介

医療・看護・介護・リハビリテーションのトータルケアを行っている医療法人です。患者様・ご家族・職員・そして職員の家族、関わるすべての方に「瑞穂会でよかった」と思ってもらえるグループを目指しています。

ココに注目!

誰もが仕事と家庭を両立しながら働くことができる職場環境作りを行っています。

- 定年70歳(定年後も継続雇用しています)
- 院内保育室の整備
- 記録等の電子化による業務効率化
- 男性育児休業の取得(実績増)

イー・レンジャー 株式会社

業種：ITサービス業 所在地：川越市西小仙波2-8-36



企業・団体紹介

川越市の中小規模事業者様向けにITの導入、運用管理をさせていただいています。自社開発の運用管理システム「オクトパス」は、平成29年度川越ものづくりブランドKOEDO E-PRO認定品に選出されました。

ココに注目!

クラウドサービスを中小企業に広めたい、が創業理念です。いつでもどこでも仕事ができる「事務所に縛られないITツール」が主力商材。自社開発のリモートワーク装置(商品名「シェア」)始め、クラウドサービスも十分に試験した上で提供しています。「プロこだわりのツール」で積極的にリモートワークを推進しています。

講座のご案内 (ウエスタ川越)

令和6年度 男女共同参画講座のご案内

お申し込みは Web から



■ 講座問い合わせ ■

メール…entry@westa-kawagoe.jp

TEL 049-249-1186 *お電話でのお申し込みは承っておりません。

講座名	開催日
男女共同参画意識啓発のための講座	
性の多様性の理解	6月 2日(日)
防災・減災	8月 28日(水)
自律神経ケア講座	10月 2日(水) ~ 11月 27日(水)
小学生から学ぶメディアリテラシー	10月 6日(日)
こころの care 講座	11月 11日(月) ・ 11月 18日(月)
わたし×心×カラダ	3月 18日(火) ・ 3月 25日(火)
女性のための護身講座	3月 20日(木・祝)
自己啓発講座	
自己表現 デッサン画教室	5月 20日(月) ~ 6月 17日(月)
写経講座～心を調える～	8月 20日(火) ~ 12月 10日(火)
就労支援講座	
宅建士資格取得講座	4月 13日(土) ~ 10月 12日(土)
調剤薬局事務講座	6月 5日(水) ~ 9月 18日(水)
TOEIC 講座 01 / 02	01: 9月 1日(日) ・ 9月 8日(日) 02: 3月 1日(土) ・ 3月 8日(土)
日商簿記2級取得講座	9月 8日(日) ~ 3月 9日(日)
ファイナンシャルプランナー3級講座	10月 19日(土) ~ 2月 8日(土)
ビューティスタイル講座	11月 30日(土) ~ 2月 15日(土)
子育て・介護支援講座	
介護講座	4月 6日(土) ・ 4月 13日(土)
ストレスコーピング 笑いヨガ 01 / 02	01: 5月 12日(日) ・ 5月 26日(日) 02: 1月 16日(木) ・ 1月 30日(木)
ベビーマッサージ 01 / 02 / 03	01: 6月 4日(火) 02: 9月 13日(金) 03: 3月 7日(金)
手づくり体験 うどんを打つ! 01 / 02	01: 6月 23日(日) 02: 1月 26日(日)
子どものための食育講座	7月 3日(水)
インクルーシブアート	8月 4日(日)
座ってできる認知症予防レクリエーション	2月 12日(水) ・ 2月 26日(水)
心と体の健康講座	
姿勢改善プログラム	5月 19日(日) ~ 8月 25日(日)

※やむを得ない事情により、内容の変更や中止となる場合があります。

コラム

ワーク・ライフ・バランスセミナー【動画配信】

令和6年1月23日(火)～令和6年3月17日(日)

セミナーでは、社会保険労務士の玉岡昌嘉(たまおか まさひろ)さんを講師に、出産・育児に関する制度について解説していただきました。動画の前半では、令和4年10月からスタートした産後/パパ育休等、育児休業における「今さら聞けない」部分を中心に紹介

していただきました。

後半ではマタニティハラスメントを取り上げ、マタニティハラスメントが発生してしまった場合の対応や再発防止に向けた取組、ハラスメントを予防するための取組等について解説していただきました。



～小さな悩みも一緒に考えていきましょう～

女性相談

DV、家庭生活、夫婦関係など

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

川越市役所 男女共同参画課
☎049-224-5723

予約制

カウンセリングルーム

こころの悩み、セクハラなど

第2・第4木曜日(年末年始を除く)
10:00～16:00 / 予約制

ウェスタ川越 男女共同参画推進施設
※予約は川越市役所 男女共同参画課
☎049-224-5723

男性のための電話相談

男性の臨床心理士が対応します

第1・第3日曜日
11:00～15:00

With Youさいたま
☎048-601-2175

受付時間外は、With Youさいたま相談室へ
☎048-600-3800

DV相談^{プラス}

国(内閣府)が設置している相談窓口です

電話相談 (24時間対応) ☎0120-279-889

- メール相談(24時間対応)
- チャット相談(12:00～22:00)

メール、チャットによる相談は、DV相談+の
ホームページから受付することができます。
(<https://soudanplus.jp>)

女性の抱えるさまざまな悩み

月～水曜日、金曜日、土曜日 9:30～20:30 / 日曜日、祝日 9:30～17:00(年末年始を除く)
埼玉県男女共同参画推進センター With Youさいたま ☎048-600-3800
(埼玉県配偶者暴力相談支援センター)

DVに関する相談

月～水曜日、金曜日、土曜日 9:30～20:30 / 日曜日、祝日 9:30～17:00(年末年始を除く)
埼玉県男女共同参画推進センター ☎048-600-3700
(埼玉県配偶者暴力相談支援センター)

DVお悩みチャット@埼玉

日曜日・水曜日・金曜日 15:00～20:30(年末年始を除く)
相談は、ホームページから (<https://saitamaonayami.jp>)

DV、ストーカーに関する総合相談

月～金曜日 8:30～17:15(祝日を除く)
川越警察署 生活安全課 ☎049-224-0110

緊急の場合は
110番へ

いのちの電話

24時間(365日)
埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343

セクハラに関する相談

月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
埼玉労働局雇用環境・均等部 ☎048-600-6269

にじいろ県民相談 (埼玉県LGBTQ県民相談)

毎週土曜日 18:00～22:00 ☎0570-022-282
LINE相談 LINEアプリで「埼玉県_にじいろ県民相談」を検索してください。

よりそいホットライン

24時間(365日)
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター ☎0120-279-338
※DV等女性の相談はガイドランスにそって#3を、性的マイノリティの相談は#4を押してください。

イーブン

(川越市男女共同参画情報紙)

発行日：令和6年3月
発行：川越市男女共同参画課
〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1 TEL 049-224-5723 FAX 049-224-6705
印刷：六三四堂印刷株式会社

過去のイーブンはこちらでご覧いただけます▶

